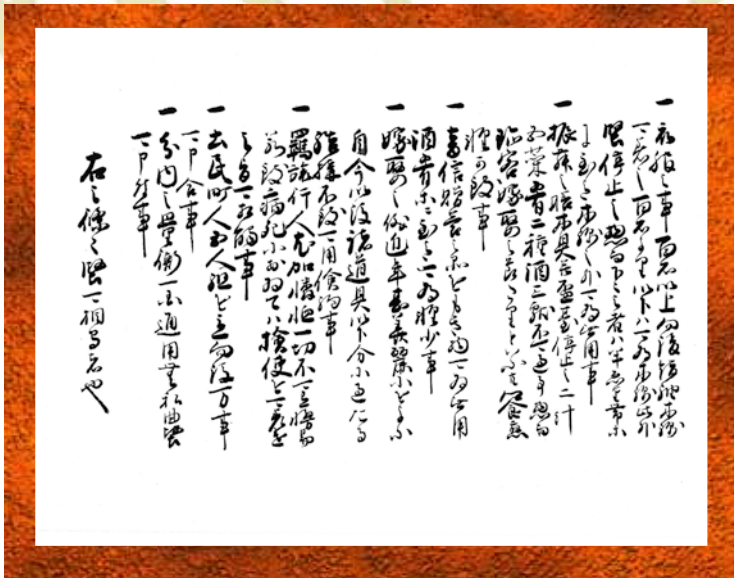


弘前城築城400年祭記念事業

古文書で見る「弘前城あれこれ」

《4分冊の内第1冊》

監修 田澤 正



弘前市立図書館後援会
弘前市立弘前図書館

古文書で見える「弘前城あれこれ」(四分冊の内第1冊)／目次

▼食 事

若殿様の正月料理……………(毛内昭夫) 4

▼生 活

寛文元年の諸法度……………(笹森洋子) 7

城内にあった侍屋敷と町……………(田澤正) 11

殿様と琵琶……………(中村信三郎) 13

殿様の忍び口、本丸の極秘の間(田澤正) 16

本丸から金瓶盗まれる……………(田澤正) 18

弘前城のお能初めと曲目……………(佐藤博) 20

襖紙を千六百枚つけた久祥院館

(田澤正) 24

本丸の御金蔵破り……………(鳴海紀) 26

▼行 事

元禄十三年のお城の正月行事(笹森洋子) 29

津軽信政の参勤江戸上り行列次第

(毛内昭夫) 33

▼史 実

石垣組みの実際、本丸戊亥の石垣修葺

追(大) 手門は沼に、東門は川に建てた(今泉洋) 36

お城まる見えの茂森山を削り崩す(田澤正) 40

北門が追(大) 手門であった…(今泉洋) 46

『時慶卿記』で見える為信、信建、信牧(田澤正) 43

洪水図から見る城の防御地形…(田澤正) 51

津軽最大の一揆・民次郎一件(毛内昭夫) 53

津軽勢シャクシャインの乱へ出兵(中村信三郎) 56

津軽に流された公家さま「花山院忠長卿の真筆」……………(田澤正) 59

津軽の殿様が刊行した豪華本『獨樂徒然集』……………(笹森洋子) 61

南塘グラウンドでボートと水練が行われていた……………(鳴海紀) 63

西洞院時慶卿宛 為信の長男・信建の

書状と近衛公の連歌…………… (田澤正)

西堀の景観はどうしてできたか (田澤正)

日本一のお城のさくら…………… (今泉洋)

薄幸のお姫様・たまの手紙 (中村信三郎)

お城の崩壊・明和の大地震…………… (鳴海紀)

弘前藩か津軽藩か、使われていた公印 (佐藤博)

風水に基づいた城づくり…………… (田澤正)

戊辰戦争と弘前藩…………… (佐藤博)

雪が降っていなかった吉良邸討ち入り日 (中村信三郎)

(中村信三郎)

▼動物

お姫様をおびえさせたお城のキツネ

(鳴海紀)

昔から棲んでいたお城のカラス (鳴海紀)

▼信仰・宗教

北奥最大のお祭り「弘前八幡宮の祭礼」

と賀田門の大きさ…………… (田澤正)

津軽総領主津軽信建銘の鰐口… (田澤正)

108 100

97 94

90

88

86

82

79

77

74

71

66

本書は、弘前城築城四百年祭記念事業として弘前市立図書館後援会が主催した「古文書で見る「弘前城あれこれ」(共催・弘前市立弘前図書館、後援・弘前城築城四百年祭実行委員会)へ出展された「原文」読み下し文」「解説文」からなるパネルを収載したものである。

「古文書で見る「弘前城あれこれ」展は平成二十三年十一月一日から十三日までの期間、弘前図書館で開催されたが、本展の企画を実現するに当たっては、弘前古文書教室(会長・鳴海紀氏)の顧問でもある田澤正後援会会長が同教室の協力を得、自身も含め、七名の執筆者による三十五点のパネルとして結実したものである。

なお、本書へ掲載された図版等で、提供元の記載がないのは、弘前古文書教室及び弘前図書館の所蔵である。

● 若殿様の正月料理

毛内 昭夫

◆三の丸御屋敷での御祝儀

元禄十三年（一七〇〇）一月一日の「御日記」に、正月の御規式や御料理などが詳しく記載されている。当日はまず、若殿様の御住居である三の丸御屋敷に鏡餅、御蓬菜、素焼きの、三つ重ねの盃を載せた塗り三方を飾り、御祝儀がはじまる。このときの本膳料理は三汁九菜である。

◆御本膳（本膳料理）は、鱧なまず〔ぼら、田作り、笹かし大根、栗生姜、金柑〕、御汁は大蕪、香の物、焼き物は塩小鯛。

◆二の膳は本膳の右側に置かれ、煮物〔くしこ（なまこ）、串貝（鮑）〕、御汁〔鴨、牛蒡ごぼう、大根、五ふなゆ〕、あえ物〔ねぎか（葱）と山椒〕。

二の膳からお酒が勧められるようである。

◆三の膳は本膳の左側に置かれ、刺身〔鯉子付、かき鯛、九年母くねんぼ、調味料のわさびと煎酒〕、御汁小菜、五三二かれい。

さらに引而（おまけの料理）がつく。組焼〔かまぼこ、生干し鱈、調味料の塩山椒〕、煎鳥〔雉子・麩〕。

◆以上で三汁九菜の料理は終わるが、さらに御肴として、御吸い物「鯛のひれ」、また、主人自ら取って勧める鯉、数の子が出てくる。

最後に御菓子「勝栗、蜜柑、昆布、山椒、熨斗（あわび）」が出て終わる。

◆藩の料理人は、元禄十年（一六九七）の分限帳に、御台所頭二人、ほか八十二人とある。また、本膳料理については、参勤交代のときに随行させて、江戸で技術を習得させていた。

ちなみに元禄十三年は、藩主信政公が参勤で江戸にいたため、若殿様の信壽公が代わって勤めていた。

殿様の正月料理

原文 弘前藩庁日記より
元禄十三年（一七〇〇）
一月一日

御本膳
薄盤御膳御紋御椀
御汁大かぶ
焼物塩小鯛
煮物
くしがい

【原文の読み下し文】

元禄十三年一月一日（『御日記』）

御本膳

ぼら

たつくり

薄盤御膳御紋御椀

鱈

さゝかし大こん

御汁大かぶ

くりせうが

金かん

香物

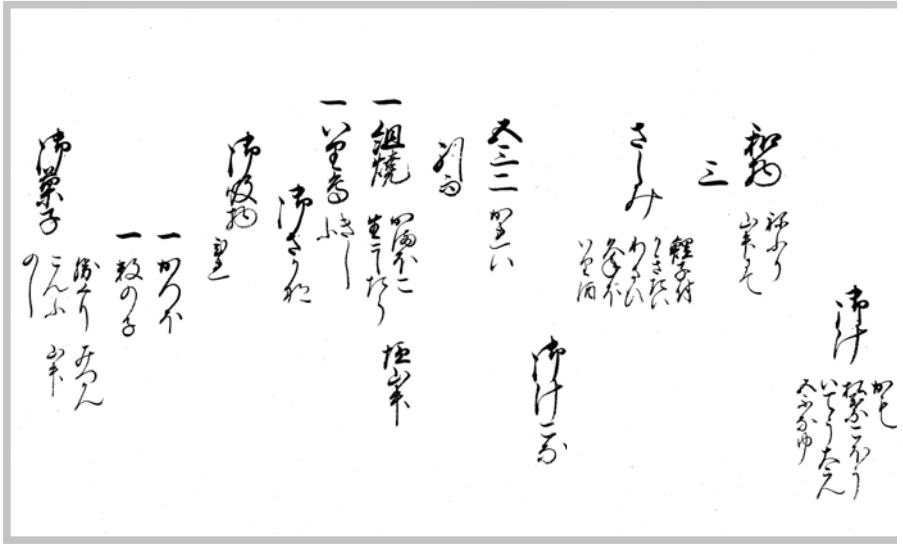
焼物塩小鯛

二

煮物

くしこ

くしがい



一 組焼 鴨子こ 塩山椒
 一 御菓子 勝ぐり みるかんとん 山椒のし
 一 御吸物 御菓子
 一 和物 ねぶか 山椒にて
 一 御汁 かも 松葉ごぼう いてう大こん 五ふなゆ
 二 さしみ 鯉子付 かつたい わさび かねんぼ いらり酒
 三 三 三
 五三二 五三二 引而
 五三二 五三二 引而
 五三二 五三二 引而

一 組焼 かまぼこ 塩山椒
 一 御菓子 勝ぐり みるかんとん 山椒のし
 一 御吸物 御菓子
 一 和物 ねぶか 山椒にて
 一 御汁 かも 松葉ごぼう いてう大こん 五ふなゆ
 二 さしみ 鯉子付 かつたい わさび かねんぼ いらり酒
 三 三 三
 五三二 五三二 引而
 五三二 五三二 引而
 五三二 五三二 引而



●寛文元年の諸法度

笹森 洋子

◆寛文元年（一六六一）六月二十一日に、十六歳の殿様・信政公は、家臣、領民に諸法度を申し渡した。十一ヶ条にわたったこの法度は、「人としての道」と「家臣として守るべき道」、すなわち心構えを申し付けたものである。

◆信政公は、父の信義公が死去すると、すぐ幕府に跡目相続を願い出たが、許可が下りるまで少し時間がかかったようである。

理由は二つある。

一 父・信義公の御乱行

一 信政公が十歳と幼少で、北方警備の不安

このため、幕府では、五島列島への国替えと、一万石大名への格下げを検討していたといわれる。幸いなことに、信義公の長女「万姫」（信政の姉）は、のちに幕府の老中になる土井能登守利房に嫁いでいた。この働きかけが大きかったらしく、国替えと格下げはとにかく取りやめになった。

◆信義公の死去は明暦元年（一六五五）十一月二十五日で、信政公の相続は、明暦二年（一六五六）二月二日、十一歳のときである。

信義公の弟・信英を後見人とすることで、相続が許可された。

このような経緯から、信政公は藩主として、政治に取り組む姿勢を示したのであろう。

◆この年六月三日に藩主・津軽信政は参勤を終えて弘前城に着城していた。すかさず同月二十一日に、改めて支配機構の整備に着手し、この「諸法度」を布告した。十六歳であったが、統治に並々ならぬ意欲を示していたことがうかがえる。

◆御家中士と町民、農民に対した基礎的な勉学と素養、質素儉約、旅行者へのいたわり、町内の防犯、特に貢租には連帯責任を負わせていた。

道徳的な意味合いにとれるが、藩の財政保持を主眼にした法令である。

原文 弘前藩庁日記より

寛文元年(二六六一)六月

四十一日

一 於最合諸法度書に、
右御書付は左の通り

諸法度

- 一 石土貴賤父母兄弟考ふは、孝及
義婦亦考ふは、節婦の可なり。若
用方考ふは、見及、少及、多考ふは、
二以上考ふは、不孝、不義、不節、
二以上考ふは、
一 百名考ふは、三百年考ふは、十考ふは、
弓馬法に、考ふは、考ふは、考ふは、
以上八考ふは、考ふは、考ふは、考ふは、
同考ふは、考ふは、考ふは、考ふは、
一 自今以後、此考ふは、考ふは、考ふは、
殊に酒考ふは、考ふは、考ふは、考ふは、
一 許考ふは、考ふは、考ふは、考ふは、
考ふは、考ふは、考ふは、考ふは、考ふは、
一 考ふは、考ふは、考ふは、考ふは、考ふは、
徒考ふは、考ふは、考ふは、考ふは、考ふは、
道考ふは、考ふは、考ふは、考ふは、考ふは、

【原文の読み下し文】

寛文元年六月廿二日

一、寄合場において諸法度の書き付けを仰せ渡される。

右の御書き付けは左の通り。

諸法度

一、貴賤を論ぜず、父母、兄弟、孝友の輩やかちおよび節婦などがこれあるにおいては、郡奉行、町奉行ならびに目付方より見および、聞きおよび次第、きつと申し上げるべきこと。
もちろん不孝不貞の輩これあらば申し上げるべきこと。

一、百石土(藩士)の嫡子、二百石以上の子弟は、十一歳より弓馬、諸礼、読書の習熟。

十六歳より以上は学文、義理の講習、武芸稽古など間断つかまつらざるように、父兄が教戒致すべきこと。

一、自今以後、非番、在国の土(藩士)は弓馬を嗜まず、ほしいまま酒色に耽る輩は、事実を考え罪科に処すべきこと。

一、訴訟の儀は、頭かしらこれある者は頭をもつて申し上げ、頭これなき者においては、親類、縁者のうち一面輩召し連れ、奉行所へまかり出るべきこと。

もし徒党をたて、訴状を捧げるにおいては、たとえ道理たるといえども、堅くたてまじきこと。

一、衣服のこと。百石以上は向後(このあと)絹、紬つづ、木綿こまきこれを着すべし。

一、石より下は木綿たるべし。
 このほか堅くこれを停止し、すべて下々の者は半えり、帯な
 どに至るまで木綿のほか無用たるべきこと。
 一、振る舞いの膳は木具ならびに杯台はこれを停止し、二汁五菜、
 肴は二種、酒は三献を過ごすべからざること。
 すべて珍客・嫁どりの節たりというとも、供応軽く致すべき
 こと。
 一、音信贈答の品は、重き物無用たるべし。酒肴などに至るまで
 軽少たるべきこと。
 一、嫁どりの儀は、近年はなほだ華麗におよぶ。
 自今以後は諸道具以下、分に過ぎたる結構を致さず、儉約を
 用うべきこと。
 一、羈旅行人にもつとも憐恤れんじゆつを加え、一切慢易あるべからず。
 もし病死致すにおいては検使をさし遣わすべくの旨、相触れ
 べきこと。
 一、士民・町人は五人組ごにんぐみをたて、向後万事申し合わせべきこと。
 一、分内の量衡りやうへい（はかり）は、一国の通用は私曲なく堅く申し付け
 べきこと。
 右の条々堅く相守るべきものなり。

右の條々堅く相守るべきなり

一、石より下は木綿たるべし。
 このほか堅くこれを停止し、すべて下々の者は半えり、帯な
 どに至るまで木綿のほか無用たるべきこと。
 一、振る舞いの膳は木具ならびに杯台はこれを停止し、二汁五菜、
 肴は二種、酒は三献を過ごすべからざること。
 すべて珍客・嫁どりの節たりというとも、供応軽く致すべき
 こと。
 一、音信贈答の品は、重き物無用たるべし。酒肴などに至るまで
 軽少たるべきこと。
 一、嫁どりの儀は、近年はなほだ華麗におよぶ。
 自今以後は諸道具以下、分に過ぎたる結構を致さず、儉約を
 用うべきこと。
 一、羈旅行人にもつとも憐恤れんじゆつを加え、一切慢易あるべからず。
 もし病死致すにおいては検使をさし遣わすべくの旨、相触れ
 べきこと。
 一、士民・町人は五人組ごにんぐみをたて、向後万事申し合わせべきこと。
 一、分内の量衡りやうへい（はかり）は、一国の通用は私曲なく堅く申し付け
 べきこと。
 右の條々堅く相守るべきなり

※羈旅行人 旅行と旅人

※五人組 江戸時代の庶民の隣保組織。連帯責任による年貢の完納と、防犯などを取り締まった組織。この長を五人組頭という。

●城内にあった侍屋敷と町

田澤 正

◆城内と侍屋敷

寛永十六年（一六三九）の正月元日と二日に、「御家中士」と「町の者」二十八人を合わせて約五百五十人が登城していた。

また、慶長年（一五九六―一六一四）末の御家中は、百石以上の士が約二百五十人と、知行高知れずの者の百二十五人を合わせて約三百七十五人あったとしている。

寛永末年（一六四三）の「津軽弘前城之絵図」に、城内にあった「侍町の家数」は三の郭、四の郭合わせて百十一軒とある。

◆城内にあった「町名」

城内の三と四の郭には大浦町、白銀町、二百石町、備前町、母衣町などの町があり、ここに住んでいた御家中は元禄九年（一六九六）ごろから除々に城外へ移った。

宝永三年（一七〇六）ごろには、二の郭の重臣十数人を合わせて二百七十人ほどが屋敷を与えられて郭外へ移っている。町名も同じ名で外へ移され、現在の大浦町、白銀町となった。ただ、慣習的に城内でも後年まで使われていた。

◆出入りが自由だったお城

寛文四年（一六六四）四月二十六日の「御日記」に、

▶延宝四年（一六七六）の「弘前城之図」（『津軽弘前城史』より）
城郭内が侍屋敷として区割りされているのが見える。



一、あめうり、やきもちうり
 一、[※]かねうち、はちひらきなどは、御丸・城内・へ堅く無用とある。

つまり、この時まで、三、四の郭は町人も出入りが自由であり、これ以後は禁止されたことを示している。
 ※かねうち、はちひらき 鐘、鉢などをならして歩く物もらい。

寛文四年（一六六四）四月

一十九日
 一公事の取付し候
 一廿日 内六つ分かしる御
 一箱除長上方七箱せむは候御
 一廿二日 御下取付し候
 一廿三日
 一廿四日 登合候
 一廿五日 小原十方より
 一廿六日 裁許
 一廿七日 屋敷より
 一切の事らひは御下取付し候御

● 殿様と琵琶

中村信三郎

◆ 弘前藩に「平曲」（平曲をいふ）「琵琶（琵琶を用いた）」をもたらしした楠美則徳（のりよ）は、寛政四年（一七九二）に、参勤交代に随行して、江戸で三島自寛から前田流平曲を学んだ。文化十年（一八一三）にはさらに川村良碩から「康頼祝詞」「都遷」ほかの伝授物も学んだ。

翌年の文化十一年に、「前田流平曲ノ初ノ巻之記」を藩主・寧親公に提出したところ、「筆記の趣き殊勝である、永く相伝せよ」と激賞された。以来、楠美家は「平曲の家」となったのである。

◆ 二代あとの藩主・順承と、幕末期の藩の参政・楠美太素（たいそ）、その子・楠美晚翠は、嘉永三年（一八五〇）に、津軽氏と類縁の旗本・那須資礼から麻岡検校の平曲を聞き、次第に傾倒していった。

こうした中で順承公は、検校遺品の琵琶「五月雨」を贈られるほど上達していた。太素はのちに、公愛用の「五月雨」「撫子」も贈られている。

◆ 殿様の奨励もあって、津軽に「平曲」が根づき、晚翠は「平曲統伝記」「平曲温故集」「平曲古今譚」の三部を著すなど大いに普及した。このうち「平曲古今譚」は、弘前市立弘前図書館に「岩見文庫」の一冊として収蔵されている。

殿様と琵琶

原文 平曲古今譚(岩見文庫)より

平曲話略記

一 嘉永三年庚戌
先人太素君弘前藩参政にて七月廿四日出起、江戸藩邸に
登り十月十九日那須與一殿聴松と号す宅にて初めて宗
師麻岡檢校長歳一カ平曲を聴く。其の門人青山弥総右
衛門より月見并びに康頼祝詞を伝習したれども、其の
兼て翌四年辛亥五月廿六日藩に下ると云う。
同六年庚戌二月廿一日出起、又江戸に登る。翌安政元年
甲寅二月八日藩に下る。此の兩年那須殿に於いて屢聴聞す
と雖も伝習せずと云う。

一 安政二年乙卯八月廿四日弘前出起、江戸に登る。同丙辰
三年帶府、同四年丁巳十一月藩に下る。此の三カ年間
にて青山より百數十句を伝習す。○丙辰年間より弘前
藩主津輕順承公、麻岡檢校を徴して平曲を伝習す。又、
某の楽器師に命じて新たに琵琶を造らしめ、瀧の調と
名付けられ、銘書は公の自筆也。其の裏書き并びに其
の奉書は太素君賜はりたり。○丁巳年間より晩翠初め
て平曲を伝習す。

一 慶應元年乙丑二月五日順承公薨。

【原文の読み下し文】

平曲話略記

一 嘉永三年庚戌

先人太素君弘前藩参政にて七月廿四日出起、江戸藩邸に
登り十月十九日那須與一殿聴松と号す宅にて初めて宗
師麻岡檢校長歳一カ平曲を聴く。其の門人青山弥総右
衛門より月見并びに康頼祝詞を伝習したれども、其の
兼て翌四年辛亥十一月廿六日藩に下ると云う。
同六年庚戌二月廿一日出起、又江戸に登る。翌安政元年
甲寅二月八日藩に下る。此の兩年那須殿に於いて屢聴聞す
と雖も伝習せずと云う。

一 安政二年乙卯八月廿四日弘前出起、江戸に登る。同丙辰
三年帶府、同四年丁巳十一月藩に下る。此の三カ年間
にて青山より百數十句を伝習す。○丙辰年間より弘前
藩主津輕順承公、麻岡檢校を徴して平曲を伝習す。又、
某の楽器師に命じて新たに琵琶を造らしめ、瀧の調と
名付けられ、銘書は公の自筆也。其の裏書き并びに其
の奉書は太素君賜はりたり。○丁巳年間より晩翠初め
て平曲を伝習す。



▶津軽順承公（弘前藩歴代藩主絵像より・正伝寺蔵）

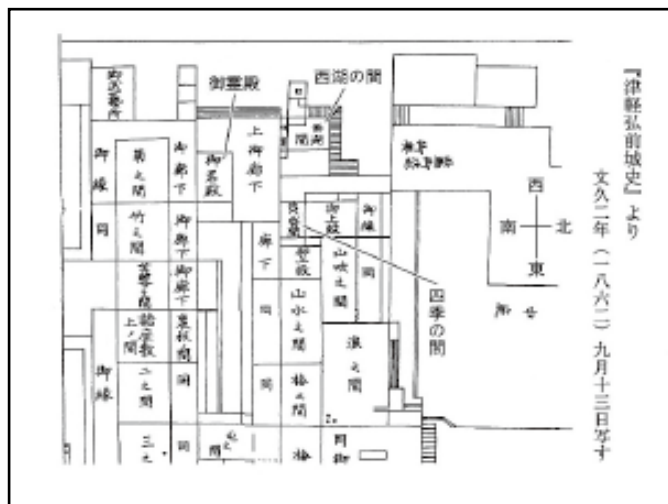
一 安政六年己未太素君五月廿八日弘前出起、又江戸に登る。万延元年庚申十月十八日藩に下る。己未（戊午カ）年間順承公麻岡より大小秘曲を伝習すと云う。安政五年戊午九月麻岡死去す。琵琶五月雨を公に贈る。公祭資料金五十兩を恵むと云う。

一 文久二年壬戌太素君八月七日弘前出起、又江戸に登る。中山真齋より大小秘曲を伝習す。文久元年辛酉九月那須聴松公逝去すと云う。同三年癸亥十一月十九日太素君藩に下る。順承公より琵琶を賜う。

一 慶応元年乙丑二月五日順承公薨す。



▶銘『五月雨』



『津軽弘前城史』より

文久二年（一八六二）九月十三日写す

● 殿様の忍び口、本丸の極秘の間

田澤 正

◆ 『中奥大秘事』（青森市 佐藤司氏提供）

天和二年（一六八二）、重臣「小倉作左衛門をもつて仰せ出され候事」とあるこの資料には、「親子兄弟たりとも堅く他見あるべからず」と但し書きがある。

当時城内の各施設は部外秘とされていたが、特にこの『大秘事』は、殿様側近の者にしか知らされていなかった。

◆ 弘前城本丸の「西湖の間」※

一、西湖の間の路地か廊下の外に、緊急の報告を受け、または指図をするための忍者・早道の者を控えさせて置くこと。

一、何かあったときは、路地を明けて早道の者の中に入れ、暗がりやに隠し置き、私（作左衛門）が付き添い、図示の山吹の間へ入ったあとに引き取ること。ただし、ここまでの御供は御側の小姓役と私だけに限ること。

一、西湖の間の雪隠（トイレ）に「隠し穴」を作っておき、万

● 本丸から金瓶盗まれる

田澤 正

『二の丸庭園発掘調査報告書Ⅰ』（昭和五十九年）に、「明治三十一年七月十日に、旧城内本丸土中から、中に小粒の金銀様の玉並びに砂などが入った金瓶一個と、輪撒（はち）八本出土し、翌日県へ届け出た」とある。ところが、同年九月一日に隅櫓古物館（現天守閣）内に展示していた金瓶が「盗難にあい紛失」とある。また「寛政五年九月二十九日、御奥御座の間再建時の記録にあるものと推定」ともある。

もし金瓶が現存していれば重要文化財にもなり、本丸調査の手がかりになったと思われる。

まことに残念なことであった。



金瓶 ただし下地は唐金にて、金の焼き付けと相見え申し候

寛政五年

九月二十九日

(中略)

一 御奥 御座 同 御取立 御
 今日 御座 御地 御禮 御行 御
 御祈 御祈 御祈 御祈 御祈 御祈
 御祈 御祈 御祈 御祈 御祈 御祈

(中略)

御奥 御座 御取立 御
 今日 御座 御地 御禮 御行 御
 御祈 御祈 御祈 御祈 御祈 御祈
 御祈 御祈 御祈 御祈 御祈 御祈

【読み下し文部分】

寛政五年九月二十九日

(御座の間再建時の「御日記」)

御奥御座の間御取り立てにつき、今日吉辰につき、地鎮鎮檀合行の御祈禱を仰せ付けられ候に付き、最勝院朝五つ時罷り出で候。

もつとも御祈禱相済み候ところ、地鎮納め物は、御座の間中央^{ゆか}牀下の土中へ相納め申し候。

右の品々は五宝五香五葉五穀を入れ候、金瓶は中央に納め、八方に輪^{*}攲と申す物を相納め、土砂にて衆坊埋納いたし候。

※奥御座の間 殿様が御出なさる部屋、ただし、完成は翌六年の五月である。

※吉辰 吉日。

※最勝院 はじめは弘前八幡宮の所にあったが、明治三年の神仏分離令により現在地・銅屋町に移った。

※五つ時 午前八時ごろ。

※輪攲 美しい玉、絹などで装飾したもの。

● 弘前城のお能初めと曲目

佐藤 博



▶ 『藩主能舞台鑑賞図』（部分）

◆ 初めての能舞台

延宝二年（一六七四）十一月、弘前城の本丸に能舞台が建てられた。

同月二日に、正面の菊の間に殿様・信政公と、分家黒石の領主・津軽左京、幕府からの預かり人・柳川素庵、藩主・信政の兄弟・津軽庄右衛門兵庫が着座。

東の方に屏風を立てて殿様の弟方、御物頭、御物奉行、医者、そして御一門と重臣の面々が着座した。

招待された皆々からの進物の披露があり、殿様から一同に御料理、御菓子、御茶などが振る舞われている。

午前七時ごろに始まり、午後六時ごろに終わっている。

お能の曲目は『翁』『千歳』に始まり九曲、狂言は『末広がり』以下五曲である。

翌三日には二日目のお能が催され、殿様の生母・久祥院はじめ、御先代・信義公の側室、重臣の妻や母なども招かれている。

町人も招かれたが、筵などを敷いた白砂（庭）で観覧し、雨や雪に備えて合羽を支度させていた。中入りには町人に御菓子が振る舞われ、特に役者には小袖や支度金として一封が与えられている。当日は蠟燭を用意、城の警護は物々しかったが、「こけら落とし」ということで、「御日記」は賑やかな雰囲気を醸し出している。

◆柳川素庵について

柳川素庵（調興、豊前）は対馬藩の重臣。当時、日本は対馬藩を通じて朝鮮と貿易を交わしていたが、その文書は互いに「国王名」を記して行われていた。ところが、幕府では「日本將軍」と署名したため、朝鮮では受理せず、対馬藩ではやむを得ず、独断で「国王」と改竄して交わしていた。

この一件について素庵は藩主に幕府に訴え出たが、將軍家光は逆に藩主の言い分を認めたため、素庵は敗訴し、津軽氏に預けられたのである。

素庵は和歌に優れた教養人で、当地方にいろいろな功績を遺している。行年八十四歳。墓は長勝寺にある。

能舞台・初めての曲目

原文 弘前藩庁日記より

延宝二年（一七〇〇）十一月

一 二日 少々雨降る

今日御舞台にて初めて御能仰せつけられ候。

一 卯の中刻津軽左京様、柳川素庵様、津軽庄右衛門様お出で遊ばされ候。

……中略……

一 御能卯の中刻に初め、申の后刻に相済む。

【原文の読み下し文】

延宝二年（一六七四）十一月

一 二日 少々雨降る

今日御舞台にて初めて御能仰せつけられ候。

一 卯の中刻津軽左京様、柳川素庵様、津軽庄右衛門様お出で遊ばされ候。

……中略……

……中略……

一 御能卯の中刻に初め、申の后刻に相済む。

一 御能卯の中刻に初め、申の后刻に相済む。

津能組合つねぐみ

翁 三番三さんぱんさん 杉右衛門すぎゑもん 千歳ちとせ 源右衛門げんゑもん

小平兵衛
小勘右衛門
大仁兵衛

高砂たかさご ツレ次兵衛つれつぎゑ 大仁兵衛おほにへゑ 太弥兵衛たみゑ

頼政よりまさ 小平兵衛こへいゑ 大仁兵衛おほにへゑ 太弥兵衛たみゑ

同 采女さいにょ 七兵衛しちゑい 大仁兵衛おほにへゑ 市郎右衛門いちろうゑもん

同 紅葉狩もみぢがし 庄左衛門むらさきざゑもん 小仁兵衛こにへゑ 市郎右衛門いちろうゑもん

同 櫻川おうがわ 仙庵せんゐん 大平兵衛おほいらへゑ 市郎右衛門いちろうゑもん

同 令札おんさふだ 大平兵衛おほいらへゑ 市郎右衛門いちろうゑもん

同 糸ひらねいとひらね 大平兵衛おほいらへゑ 市郎右衛門いちろうゑもん

同 ぬけ物ぬけもの 大平兵衛おほいらへゑ 市郎右衛門いちろうゑもん

御能組み合わせの次第

翁 三番三 杉右衛門 千歳 源右衛門 市郎右衛門
小 四郎兵衛

とくどり

小 平兵衛
小 勘右衛門
大 仁兵衛

清左衛門ツレ藤左衛門 ワキ 庄左衛門

高砂 ツレ次兵衛 大仁兵衛 太弥兵衛

同 頼政 ワキ 九左衛門 小仁兵衛 市郎右衛門

同 采女 ワキ 七兵衛 大平兵衛 市郎右衛門

同 紅葉狩 庄左衛門 小仁兵衛 市郎右衛門

同 櫻川 仙庵 大平兵衛 市郎右衛門

同 令札 大平兵衛 市郎右衛門

同 糸ひらね 大平兵衛 市郎右衛門

同 ぬけ物 大平兵衛 市郎右衛門

清左衛門ツレ長兵衛子方嘉津之丞 太刀持 三郎左衛門大 左次兵衛 太善太郎

紅葉狩 庄左衛門 小仁兵衛 市郎右衛門

同 櫻川 仙庵 大平兵衛 市郎右衛門

同 令札 大平兵衛 市郎右衛門

同 糸ひらね 大平兵衛 市郎右衛門

同 ぬけ物 大平兵衛 市郎右衛門

清左衛門ツレ長兵衛子方嘉津之丞 太刀持 三郎左衛門大 左次兵衛 太善太郎

櫻川 仙庵 大平兵衛 市郎右衛門

同 令札 大平兵衛 市郎右衛門

同 糸ひらね 大平兵衛 市郎右衛門

同 ぬけ物 大平兵衛 市郎右衛門

清左衛門ツレ長兵衛子方嘉津之丞 太刀持 三郎左衛門大 左次兵衛 太善太郎

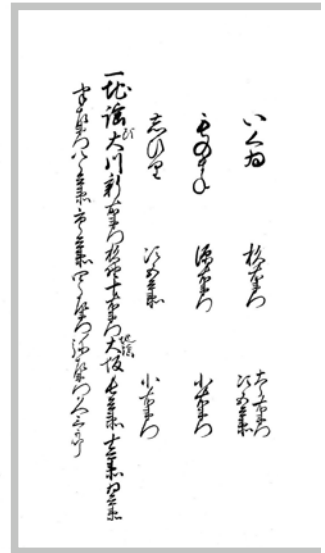
善知鳥 ワキ 次兵衛 大仁兵衛 市郎右衛門

同 令札 大平兵衛 市郎右衛門

同 糸ひらね 大平兵衛 市郎右衛門

同 ぬけ物 大平兵衛 市郎右衛門

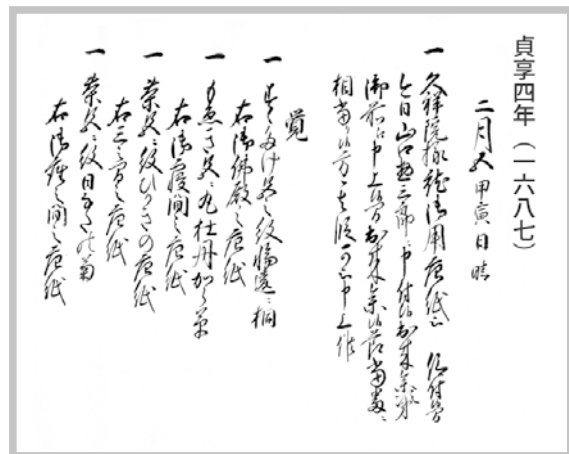
▶ 柳川素庵の墓



- | | | |
|---|-------|--|
| 一 | 地謡頭 | 大川新右衛門、杉野十右衛門 |
| | 地謡 | 大坂長兵衛、十兵衛、為兵衛、半左衛門、八郎兵衛、市郎兵衛、四郎左衛門、弥左衛門、久三郎 |
| | しびり | 次五兵衛
小右衛門 |
| | ものまね | 源右衛門
小右衛門 |
| | いぐぬ | 杉右衛門
太郎右衛門
次五兵衛 |
| | ぬげがら | 太郎右衛門
小右衛門 |
| | 末ひろがり | 杉右衛門
源右衛門
次五兵衛 |
| | 狂言 | 太郎右衛門
源右衛門
次五兵衛
小右衛門 |
| | 金札 | ワキ 三郎左衛門
大 左次兵衛 太 市郎右衛門
小 勘右衛門 笛 五郎右衛門 |

襖紙を千六百枚つかった久祥院館

田澤 正



貞享四年（一六八七）

二月八日 甲寅 日晴

一 各拜院様御用唐紙
 七日山内御用唐紙
 御前中上段御用唐紙
 相寄御用唐紙

覚

- 一 一、すすたけ色の紋輪違、桐
- 一 右佛殿の唐紙
- 一 一、もえぎ色に丸牡丹からくさ
- 一 右御寝間の唐紙
- 一 一、茶色に紋、ひがきの唐紙
- 一 右三の間の唐紙
- 一 一、茶色に紋、日なたの菊
- 一 右御座の間の唐紙

寛文十二年（一六七二）三月十八日の「御日記」に、「今日吉日にて久祥院様の御屋形の御棟上げ御祝い」とあり、生みの子である藩主・信政は狩野探幽筆の掛け物を贈り、「御機嫌よくお移り珍重に候」の言葉と料理を贈っている。

このほか、棟梁にかみしも、職人にも銭などの祝儀も与えていた。豪華だった造作の一部を「御日記」から引いてみよう。

【原文読み下し文】

久祥院様御用の唐紙

- 一、すすたけ色の紋輪違いに桐 右御仏殿の唐紙 六百十枚
- 一、もえぎ色に丸牡丹からくさ 右御寝間の唐紙 二百三十枚
- 一、茶色に紋、ひがきの唐紙 右三の間の唐紙 二百四十枚
- 一、茶色に紋、日なたの菊 右御座の間の唐紙 五百六十枚

▶北の郭



合わせて千六百四十一枚。

ほかにお付き女中十六人ともある。

寛文十年（一六七〇）に、「北の御郭の橋」（鷹岡橋）が架けられ、土手町の与五右衛門が孫子九人を連れて渡り初めをしている。

このあと久祥院館が造られ、在国中の殿様が本丸から直接館に御出でになれるようになった。

● 本丸の御金蔵破り

鳴海紀

◆ 御金蔵破りの発覚

安政三年（一八五六）十一月十一日の朝、御金蔵番人が、切られた封印と錠のぎが戸前に落ちて見つけた。

すぐさま上司に、「十一日の深夜二時ごろ、異様な金属音がしたので駆けつけ、怪しい者を見つけたので捕まえようとしたが、違堀より御白砂の方へ逃げられてしまった」と報告した。

ただし、御金は盗まれていなかったようである。

◆ 追跡調査

翌十二日、御日記蔵後ろ通りの堀を乗り越えて逃げたような足跡と、御金蔵の戸前の石段に「はばき」や蠟燭、火打ち道具、提灯などが入った風呂敷包みを見つけた。

さらに、御日記蔵の堀の外で抜き身の脇差も発見した。十四日になると、西の郭の堀下の草むらから梯子はしごが見つかった。

以上のことから、犯人は西の郭の堀を乗り越えて本丸に侵入し、発見されて、同じ経路で逃走したということが判明した。



▶ 御金蔵跡

◆当時の処刑

十一月二十七日になって、捜索の手が迫ってきたことを察知した、久渡寺の寺守役人・庄太郎は切腹した。ただし、十日以上も存命し、十二月七日になって死亡した。現代の医療ではおそらく助かったと思われる。判決は、「大胆の仕業」として、重罪者に科していた刑、「死者の磔はりつけ」にした。気の毒だったのは犯人・庄太郎の父親で、うすうす息子の仕業と感じていたのか、庄太郎の切腹以前に自害したことである。

本丸の御金蔵破り

原文 弘前藩庁日記より
安政三年(一八五六)

十一月十一日

一 勘定奉行・御目付申し出で候。御本城御金蔵へ御当用金御下げにつき、今朝御金奉行並びに御徒目付同道にて罷り越し、戸前相改め候処、封印切れ、錠一挺真(心)棒切れ、内錠の儀は鍵入口より破れ、右下に鑿うごぎ挺つこれあり候間、御蔵内相改め候処御有り金別条これなき旨
以下略

十一月十四日

一 御目付申し出で候。……中略……十一日朝五ツ時前 足軽目付が西の郭裏通り御堀添い見廻り候処、西の郭辻番所裏に当たり堀際草敷の中に階(梯)子様のもの相見え候間
以下略

【原文の読み下し文】

安政三年(一八五六)

十一月十一日

一 勘定奉行・御目付申し出で候。御本城御金蔵へ御当用金御下げにつき、今朝御金奉行並びに御徒目付同道にて罷り越し、戸前相改め候処、封印切れ、錠一挺真(心)棒切れ、内錠の儀は鍵入口より破れ、右下に鑿うごぎ挺つこれあり候間、御蔵内相改め候処御有り金別条これなき旨
以下略

十一月十四日

一 御目付申し出で候。……中略……十一日朝五ツ時前 足軽目付が西の郭裏通り御堀添い見廻り候処、西の郭辻番所裏に当たり堀際草敷の中に階(梯)子様のもの相見え候間
以下略



◀本丸御金蔵の位置（『明治五年の地図』より部分）

十二月七日
 一 最勝院申し出で候。久渡寺役人今庄太郎儀 去月
 廿七日暮れ六ツ時頃切腹致し候処、今夜九ツ時頃
 相果て申し候。これにより、右死骸早速御片付け
 仰せつけられ度旨申し出で、これを達す。

▶久渡寺



十二月七日
 一 最勝院申し出で候。久渡寺役人今庄太郎儀 去月
 廿七日暮れ六ツ時頃切腹致し候処、今夜九ツ時頃
 相果て申し候。これにより、右死骸早速御片付け
 仰せつけられ度旨申し出で、これを達す。

弘前城築城400年祭記念

古文書で見る「弘前城あれこれ」

《4分冊の内第1冊》

平成23年11月 発行

平成24年 3月 PDF版

弘前市立図書館後援会
弘前市立弘前図書館